

日本学生支援機構 給付奨学生（受給中・休停止中）の方

【高等教育修学支援新制度による授業料減免継続申請要領】A様式2

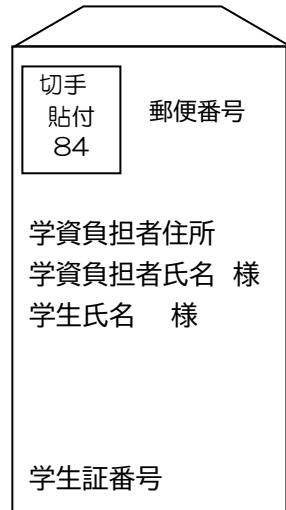
日本学生支援機構給付奨学生を申請し採用された場合、採用区分に応じて授業料が減免されます。授業料の減免継続を申請する学生は、下記提出書類を期限までに必ず提出してください。（休停止中の人も提出。）

提出書類

- **A様式2「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定の継続に関する申請書」を提出**
- **84円切手（結果通知用）1枚**

- ・窓口提出者：申請書提出時に封筒を配付します。84円切手を持参ください。
- ・郵送提出者：各自で長形3号の封筒（縦235mm×横120mm）を1枚準備し、封筒に学資負担者住所・学資負担者氏名・学生氏名・学生証番号を記入し、84円切手を貼付して申請書提出時に同封してください。

※マンション名・部屋番号まで記載してください。
※「様」も記入してください。



（注意事項）

1. 給付奨学生の家計基準及び学力基準等を満たさなかったため区分の認定を受けることができなかつた者は、同じ期間、高等教育修学支援新制度の授業料減免対象者としても認定を受けることはできません。
2. 日本学生支援機構給付奨学生で授業料減免を継続する学生は全員提出が必要です。期限までに提出がなかつた場合、授業料減免認定を受けることができません。
3. 授業料減免継続を希望する場合は年に2回（前期・後期）A様式2を提出していただきます。
本年度後期分（8月～9月末予定）・翌年度前期分（1月～3月末予定）の提出が必要です。
必ず愛媛大学ホームページより＜申請期間＞をご確認ください。
※ 給付奨学生が「休停止中」の方も給付奨学生として扱われます。家計基準の見直し（後期）によって、区分の認定を受ける場合がありますので必ず提出してください。
4. 申請書は、窓口または郵送で受付します。窓口提出の場合は、受付期間内に持参してください。郵送提出の場合はレターパックライトで送付してください。

＜郵送先＞ 城北地区	〒790-8577 松山市文京町3番	学生生活支援課（図書館1階西）
愛媛大学 教育学生支援部学生生活支援課	医学部の学生：医学部学務課	
学生生活支援チーム あて	農学部の学生：農学部事務課	

品名に「A様式在中」と記入すること。

●医学部：〒791-0295 東温市志津川454 愛媛大学医学部学務課学生生活チーム あて
●農学部：〒790-8566 松山市樽味3丁目5番7号 愛媛大学農学部事務課学務チーム あて

※医学部、農学部の学生は該当学部の窓口に提出してください。（窓口提出の場合のみ城北提出可）

日本学生支援機構給付奨学生（受給中・休停止中）の方

学生証番号 氏名

A様式2

※入学手続時は氏名のみ記入

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書

年 月 日

愛媛大学長 殿

私は貴学に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者としての認定の継続を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校において減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
 - ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構(以下、「機構」という。)を通じ、愛媛大学が機構の保有する私の給付奨学金に関する情報の送付を受けること及び機構が愛媛大学の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。(前期分来年度4月現在、後期分10月現在で記入。)

申請者	フリガナ			入学年月	年 月入学	
	氏名					
生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)			通学区分	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 自宅外
現住所	〒	—	都道 府県	市区 町村		
	自宅電話()			本人携帯電話()		
所属学部				学生証番号		
学年		昼間・夜間の別	<input type="checkbox"/> 昼(昼夜開講を含む) <input type="checkbox"/> 夜			
日本学生支援機構の給付奨学金に関する情報						
給付奨学金の奨学生番号			5 - 04 -			

- ※ 日本学生支援機構の給付奨学金を併せて受給すること。
 - ※ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。